

綿 スフ 織物情報

2022年(令和4年) 1月号 Vol. 1870

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL: <https://www.jcwa.jp>

主 な 内 容

「年頭挨拶」平松誠治(日本綿スフ織物工業連合会長)／「年頭所感」藤木俊光(経済産業省製造産業局長)／「年頭所感」角野然生(中小企業庁長官)／「年頭所感」永澤 剛(経済産業省製造産業局生活製品課長)

綿工連綿's倶楽部委員会開催／織産連常任委員会開催／JFW-Premium Textile Japan 2022A/W、JAPAN CREATION 2022開催／JETRO ロンドン・パリ・ミラノテキスタイル商談会開催／令和3年度補正予算成立／令和4年度予算案閣議決定／令和4年度税制改正大綱閣議決定／セーフティネット保証対象業種に指定／RCEP韓国2月1日に発効／綿工連産地・企業の新聞記事一覧(2021年12月)／特許公開情報

年 頭 挨 拶

日本綿スフ織物工業連合会
会 長 平 松 誠 治



令和4年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。
昨年はコロナで明けコロナで暮れた一年でしたが、明るい兆しも少し見え始めた新年をお迎えのことと存じます。

新型コロナウイルス出現から2年、世界は大きく変わりました。多くの企業活動が制限されるなかでデジタル化が加速する一方、多発する異常気象は地球が危機的状況にあることを告げており、世の中が変わったのだから、私たちも変化していかなければいけないと考えます。すでに一部の産地機業がデジタル化を進め、サステイナブルを意識したビジネスに取り組み始めており、徐々にその成果があら

われています。

デジタル化導入により織物製造、工場経営は効率化できます。サステイナブルは繊維の新たな可能性を引き出してくれます。改めて言うまでもなく繊維は我々の生活に不可欠なものです。その繊維に関わっているという自負を持ち、今年はこれらの取り組みを一体になって進め、ウィズ/アフターコロナの社会に貢献していく所存です。

綿工連としては、第9回となる「綿織物産地素材展」を3月開催で準備を始めました。

また、引き続き産地間交流、企業間交流を進め、そのひとつとして、次世代を担う綿工連綿's倶楽部(旧青年部)のメンバーが将来への夢を描けるよう支援と連携に尽力します。

そのほか、昨年10月、全国の中小繊維製造業者の集まりで Sustainable Textile manufacturers Japan (S.T Japan)が立ち上がりました。綿織物業界以外に、合繊・ウール・シルク・ニット・染色・縫製と様々な分野の製造業者と交流し、国際認証の勉強会など、繊維製造業が元気になるよう取り組んでまいります。

一般財団法人での助成金事業も継続いたします。2019年度から申請書類の簡素化等を図り、従来の新商品開発、販路開拓等需要振興や生産性向上のための設備投資、最近では、デジタル関連の案件も増え、前向きな仲間を応援してまいります。

本年こそはコロナから反転上昇と意気込むも、足元では綿花をはじめとする原材料や原油高が懸念されますが、我々はこれまで何度も危機的状況を突破してきました。私たちは世の中で必要とされているから、今日現在残っているのです。自社の強みを最大限に発揮して、ウィズ/アフターコロナの新しい社会に向かって進んでいきましょう。

令和4年元旦

年 頭 所 感

経 済 産 業 省
製 造 産 業 局 長
藤 木 俊 光

(はじめに)

明けましておめでとうございます。令和4年の年頭に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症で健康面や生活面などで影響を受けておられる方々に、心からお見舞い申し上げます。また、産業界の皆様には、テレワークの推進や時差出勤、



職域接種によるワクチン接種の加速など、様々な形で御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

昨年は、先進国を中心にワクチン接種が進み、経済活動の回復の兆しが見えた一方で、東南アジアでロックダウンによるサプライチェーンの混乱が生じるなど、コロナの影響が残る1年でした。こうした中、経済産業省としては、中小・中堅企業の経営支援に全力で取り組むとともに、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や国民が健康な生活を営む上で重要な物資の国内生産拠点等整備を促すべく、令和2年度補正予算等において措置した「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」により、これまでの二度の公募で合計約350件、約5,100億円を採択するなど、蓄電池や半導体を含む重要物資のサプライチェーン強靱化を進めてまいりました。

こうした足下の措置を着実に進める一方で、ポストコロナも見据えた対応も進めていかなければなりません。特に、国際的な脱炭素の流れや人権への関心の高まりなど、サステナビリティに対する認識が強まっているほか、経済安全保障をめぐる国際情勢の変化や、更なるデジタル化の加速など、製造業を巡る環境変化は速度を増しており、官民一体となった取組が必要です。

(2050 カーボンニュートラルの実現)

国際的な脱炭素の流れが加速しています。こうした中一昨年、我が国も「2050カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、昨年には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度からの46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな方針を示しました。

これを実現するためには、エネルギー関連分野に留まらず、自動車、航空機、鉄鋼、化学などの様々な産業分野においてチャレンジをしていかなければなりません。そのため、昨年には、「グリーン成長戦略」を具体化し、産業・運輸部門を含む14の重要分野について実行計画を策定しました。

例えば、自動車分野においては、「2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%を実現する」という野心的な目標を設定しました。今後、この目標の実現に向け、蓄電池に加え、水素、e-fuel等の研究開発を進めるとともに、充電・水素インフラの整備や購入支援を通じた電動車の普及促進、大規模製造拠点の立地推進、さらにはサプライヤーの構造改革の支援など、総合的に取り組んでまいります。

さらに、我が国のCO₂排出量の約1/4を占める鉄鋼、化学などの基礎素材産業分野における脱炭素化推進に向けた研究開発・調査事業等の支援や、水素航空機・電動航空機といった次世代航空機で求められる技術開発の促進など、個別産業分野の脱炭素に向けた取組についても、グリーンイノベーション基金をはじめとしたあらゆる予算措置を活用しながら、強力で推進してまいります。

(人権尊重に向けた取組)

近年、国際社会において人権問題への関心が高まる中、企業による人権尊重に向けた取組がより一層求められております。昨年10月に開催されたG7貿易大臣会合においては、グローバル・サプライチェーンにおいて強制労働が行われないよう取り組んでいくとの共同声明がとりまとめられました。日本企業は、その原料の調達をはじめとするサプライチェーン全体について、自らの事業における人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られております。

こうした中、我が国政府においても、一昨年10月には「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、「人権デュー・ディリジェンス」の導入を期待する旨を表明しました。さらに、製造業における先行的取組として、繊維産業においてサステナブルな取組を促進すべく、昨年、「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」を設置し、ビジネスと人権への取組を含む「持続可能性」に関する取組についての報告書を取りまとめました。

この通り、経済産業省としては、関係省庁や産業界とも連携しながら、企業の人権尊重に向けた取組を引き続き推進してまいります。

(経済安全保障)

昨今、AI・量子といった安全保障上のインパクトを有する新興技術や、それを支える先端半導体等の基盤技術を巡る覇権争いが激化しています。さらに、米中をはじめとする主要国・地域が戦略的物資の確保や重要技術の獲得に向けて、巨額の産業政策を打ち出すなど、経済と安全保障が密接不可分な領域における対応が重要になっています。

このような状況を踏まえ、我が国としては、経済安全保障政策の大きな方向性として、経済構造の自律性の向上、技術優位性ひいては不可欠性の確保、基本的価値・ルールに基づく国際秩序の維持・強化を掲げ、政府を挙げた対応を進めているところです。経済産業省としては、半導体・重要鉱物などのサプライチェーン強靱化や重要技術基盤の強化、輸出・投資管理による機微技術管理、エネルギーなどの基幹インフラにおける脅威の低減等の取組を進め、我が国の経済安全保障に貢献していきます。

(デジタル社会の実現)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、リモートワークといった日常生活におけるデジタル化が浸透したことに加え、行政においてもデジタル庁が設置されるなど、社会全体のデジタル化への取組が進んでおります。こうした中、我が国製造業においても、非接触や非対面といった「新たな日常」への対応、そして新たな付加価値の創出に向けて、より一層デジタル技術を活用していくことが求められています。例えば、既に自動車産業は「CASE」と呼ばれる潮流の中にあり、自動運転やシェアサービスなどデジタル技術を生かした価値創造が進んでいます。

また、昨今は、製造業のみならず、小売り・サービス分野等でのデジタル化の進展も顕著



になっております。例えば、これまで工場への導入が主だったロボットについても、小売業や物流分野等での普及が進んでおり、生産性の向上や省人化につながっています。これをより一層進めるため、経済産業省では、ユーザー側がロボットを導入しやすい環境、いわゆる「ロボットフレンドリー」な環境の構築に向けた研究開発や実証実験に取り組んでおります。その取組の一環として、昨年11月、経済産業省内においても、コンビニエンスストアにバックヤード作業を行うロボットを導入しました。こうした成果も活用しながら、引き続き、更なる環境整備に努めてまいります。

さらに、ドローンについては、昨年国土交通省が航空法を改正し、本年中に、第三者上空での目視外飛行、いわゆるレベル4が実現可能になる予定です。経済産業省としても、複数のドローンの同時運航を支えるための運航管理システムの研究開発を実施しており、ドローン運航のための基盤整備を進めているところです。また、セキュリティの確保が求められる政府機関や重要インフラでのドローン活用に向けては、高い安全性や信頼性を確保した安全安心なドローンの開発を推進しており、昨年12月には政府や企業向けに機体販売も開始されました。こうした取組により、インフラ点検や離島物流、そして災害対応など様々な分野でドローンの利活用が進むことを期待しています。

「空飛ぶクルマ」については、2025年の大阪・関西万博での商用運航開始を目標とし制度整備を進めるとともに、来年度より社会実装に向けた研究開発プロジェクトを開始する予定です。経済産業省としては、こうした取組を通じて、未来の豊かなモビリティ社会を構築してまいります。

(賃上げ・下請等取引適正化)

成長と分配の好循環を生み出す、新しい資本主義を実現していくためには、民間部門による分配の強化が重要です。政府としては、民間企業の賃上げを強力に支援するため、税額控除率を大企業で最大30%、中小企業で最大40%に拡充するなど、思い切った税制措置を講ずることを決定しました。産業界の皆様におかれましても、是非御協力を頂きたいと思っております。

また、取引先も含む多様なステークホルダーへの分配を実現するためには、サプライチェーン全体での取引適正化や、取引条件の改善も重要な課題です。昨年は、9月を価格交渉促進月間と設定し、セミナーや講習会、広報活動などを通じて、発注側企業に対する取引環境の改善に向けた取組の普及・啓発を進めました。

さらに、各業界団体の皆様には、昨年改正した下請中小企業振興法・振興基準の内容等を踏まえた、自主行動計画の策定・改定を実施いただき、取引適正化に向けた自主的な取組を進めていただきました。加えて、2020年に導入した、企業が取引先との新たな連携や望ましい取引慣行を遵守することを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みにおいては、目標としていた2000社を大きく超える企業の皆様に宣言いただきました。この場を借りて、産業界の皆様の御尽力・御協力に心より感謝申し上げます。

今後とも、適正価格での取引の実現やサプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し、「パートナーシップ構築宣言」の取組の更なる拡大、実効性の向上に向けて、皆様と連携させていただきながら取り組んでまいりたいと思います。

(福島)

福島の復興は経済産業省の最重要課題です。一昨年開所した福島ロボットテストフィールドは、「福島イノベーション・コースト構想」の中核となる施設であり、ロボットに加えて、ドローン、空飛ぶクルマといった次世代の空モビリティの研究開発・実証や制度整備等を推進する上で極めて重要な拠点となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていた「World Robot Summit 2020」を9月に愛知県、そして10月には福島ロボットテストフィールドにて開催いたしました。これはロボットの研究開発及び社会実装を加速するための国際大会であり、福島では3日間で4000名近くの来場者数を記録、盛況のうちに終了いたしました。今後、同大会の成果も活用しつつ、日本のロボット研究開発拠点としての福島の存在感を国内外に発信してまいりたいと考えています。

また、福島の復興に向け、経済産業省や復興庁では、福島浜通りへの企業立地や福島浜通りでの実用化開発への補助金、税制等の支援策を用意しています。こうした支援策を活用し、新たなロボット、ドローン、空飛ぶクルマ、更にはスマートモビリティの開発などが進んでいます。皆様におかれましても、御活用とともに、福島浜通りへの進出を御検討いただければ幸いです。

(おわりに)

新型コロナウイルスの感染拡大についてはまだまだ注視が必要な状況ではありますが、経済産業省としては、これまでに述べたような様々な施策を総動員し、産業界の皆様とも連携しながら、我が国製造業の成長のために全力を尽くしていく所存です。

最後に、産業界の皆様の益々の御発展と、本年が素晴らしい年となることを祈念して、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年 頭 所 感

中 小 企 業 庁 長 官
角 野 然 生

令和4年という新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。



昨年を振り返ると、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの中小企業・小規模事業者の皆様が厳しい経営状況に直面された一年だったのではないかと思います。こうした中でも、全国の事業者の皆様におかれましては、事業を継続し、雇用を守り、地域社会を支えていただいていることに、改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。

新型コロナの影響が続く中、中小企業庁としても、皆様の事業の継続・回復を下支えするため、昨年末の補正予算で、2.8兆円の事業復活支援金を措置しました。加えて、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資を年度末まで延長するなど、事業者の皆様の資金繰りに万全を期してまいります。

その上で、今年、成し遂げなければいけないこと、それは、ポストコロナの経済社会システムに向けた「転換」です。そして、日本の「転換」を進めるためのカギは、「成長」と「分配」の好循環の実現です。

世界に目を向けると、カーボンニュートラルに向けたグリーン投資の拡大や、情報の利活用・デジタル化の急激な進展、ドローンや自動運転などの将来技術の拡大など、コロナを一つのきっかけに、成長の実現に向けた大転換が進んでいます。この大きな流れに、日本だけが乗り遅れるわけにはいきません。

グリーンやデジタルなど新分野への展開や生産性向上につながる取組に果敢にチャレンジする中小企業の皆様を、事業再構築補助金、生産性革命推進事業などで支援いたします。

さらに、経営者の高齢化が進む中、多くの中小企業の皆様が、事業を次の世代に引き継いでいく事業承継や、M&Aによる事業拡大など、企業戦略として大きな「転換」が必要な場面に直面することもあるかと思います。これからも、税制や補助金により、中小企業の皆様の事業承継、M&A を後押ししてまいります。加えて、中小企業自身の「転換」を後押しするため、事業者に寄り添い、対話と傾聴を重ねることで、事業者の経営課題設定を助け、解決に導く「課題設定型伴走支援」を日本全国に展開していきます。

成長への投資を進めると同時に、適正な「分配」を実現することも重要です。サプライチェーンの強靱化・再構築が進む中、連携して製品・サービスを提供する大企業と中小企業は、共に同じ目標を目指す「イコールパートナー」です。大企業と中小企業が連携して高い付加価値を生み出し、それに見合った適切な利益を享受できるよう、パートナーシップ構築宣言の拡大など、取引適正化に向けた取組を官民連携して進めてまいります。

2022年は寅年です。新型コロナという未曾有の危機に直面する中、したたかに「虎視眈眈」とチャンスをつかおう中小企業の皆様の挑戦を後押しできるよう、中小企業庁は全力を尽くしていく決意です。

本年が、皆様にとって実りある、飛躍の年となるよう心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭所感

経 済 産 業 省
製造産業局生活製品課長
永 澤 剛

令和四年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスとの厳しい戦いを余儀なくされた一年でした。足下では、国内の感染者数は落ち着きを見せておりますが、新たに報告されたオミクロン株が多くの国で確認されるなど、新型コロナウイルスとの戦いは続いています。

経済産業省としては、コロナ禍で傷ついた事業者への支援として、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資を年度末まで延長するとともに、コロナ禍による新たな事業環境への変化に対応しようとする取組などを、「事業再構築補助金」、「生産性革命事業」の拡充によるグリーン・デジタル投資の加速化や、伴走支援によって支えることで、中小企業の事業継続と成長を後押ししていきます。

我が国の繊維産業は、厳しい国際競争の中で培われてきた技術力、繊細さや表現力により、私達の日々の暮らしの質をよりよくし、生活文化の発展に貢献することができる産業です。国内産地が“世界の産地”として発展する潜在的な力があると確信しています。今後、以下のような取組を官民で推進していきたいと思えます。

第一に、サステナビリティです。2015年、国連での「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択以降、サステナビリティへの取組が活発になる中、当省においても、昨年2月に、「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」を設置し、「環境配慮」、「責任あるサプライチェーン管理」等について、業界や有識者の方とも議論を重ね、7月に報告書を取りまとめて公表しました。「責任あるサプライチェーン管理」については、同検討会の提言を受け、昨年11月に当省立ち会いの下、日本繊維産業連盟と国際労働機関(ILO)との間で、繊維産業の責任ある企業行動の促進に向けた協力のための覚書(MOU)の署名がなされ、ガイドライン策定の検討がされています。サステナビリティの推進のためには、一企業だけでなく、サプライチェーン全体での取組が重要となることから、皆様の一層の取組を期待します。

第二に、デジタル化です。コロナ禍において、デジタル技術を活用した在庫管理やDtoC(Direct to Consumer)に取り組む企業が見受けられます。デジタル化は、コストメリットもありますが、新しい事業展開を可能にする大きな可能性を持っています。繊維産業が多段階で複雑なサプライチェーン構造であるがゆえに、デジタル化の促進で新しい価値を作っていくことが可能です。IT導入補助金やDX投資促進税制等の支援策を用意していますので、是非ともご活用ください。



第三に、海外市場の開拓です。本年1月1日に「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」が発効しました。これにより、世界全体のGDP及び貿易総額の約三割を占める巨大な自由貿易圏が成立することになります。自由貿易圏が広がる中、衣料用、工業用ともに高い機能性、品質を持ち、レベルの高い縫製技術、ファッション性あるデザインを有する日本の繊維製品は、更なる輸出拡大が期待されます。政府としては、日本貿易振興機構(ジェトロ)、中小企業基盤整備機構(中小機構)などの支援機関と連携し、海外展開を図る中堅・中小企業などに対して、事業計画の策定から販路開拓に至るまでの総合的な支援を提供する「新輸出大国コンソーシアム」を形成しています。今後も皆様に対し情報提供や活用可能なツールの紹介を行うとともに、通商交渉・二国間協力等を通じた環境整備に引き続き取り組むなど、海外市場開拓を支援していきます。

第四は、コンプライアンスの遵守です。繊維産業では、多くの外国人技能実習生を受け入れています。残念ながら労働関係法規の違反事例が数多く報告されています。2018年6月に繊維産業技能実習事業協議会で決定した「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」に基づき、引き続き、技能実習にかかる法令遵守等の徹底をお願いいたします。また、昨年9月には「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」も改訂がなされました。業界の長年の課題である取引適正化の推進についても、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

第五は、事業承継です。今後も企業が事業を継続的に発展させていくためにも、次世代への円滑な事業承継が求められています。中小企業による経営資源の集約化等を促す税制を始めとした各種支援策を是非ともご活用ください。

コロナ禍により、多くの繊維産業関連企業の売上が落ち込むとともに、消費者ニーズの変化に見舞われています。一方で、DtoCなどの動きが活発化してきているほか、スマートテキスタイル等の新しい市場でも動きがあります。変わりゆく産業構造や社会構造を踏まえ、繊維産業における今後の方向性を議論・検討するため、昨年11月、産業構造審議会に「繊維産業小委員会」を設置しました。同小委員会において2030年に向けた検討を進め、今春、とりまとめを予定しています。より良い方向性を示せるよう、皆様のご意見やご指導を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

最後に、日本綿スフ織物工業連合会始め、我が国の繊維産業が大きな変革の時代を乗り越え、飛躍する一年になることを祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

●綿工連綿's 倶楽部委員会開催

12月4日(土)、大阪綿業会館において綿工連綿's 倶楽部委員会が開催され、各産地よりリモートも含め8名が出席した。当日は①全国交流会について、②綿工連より中小企業施策、予算について説明があり、その後意見交換となった。

全国交流会は3月5日(土)に横浜市において開催。2年ぶりに顔を合わせての情報交換の場とする。

●織産連常任委員会開催

12月15日(水)、日本繊維産業連盟の常任委員会が東京・日本橋で開催され、当会より平松会長と金澤専務が出席した。

当日は経済産業省製造産業局から藤木局長、柴田審議官、永澤生活製品課長他、商務・サービスグループから俣野ファッション政策室長の出席があった。鎌原織産連会長と藤木局長の挨拶の後、1月13日(木)の総会に提出される議題について諮られた承された。

●JFW-Premium Textile Japan 2022A/W、JAPAN CREATION 2022開催

12月7日(火)と8日(水)の両日、東京国際フォーラムにおいて一般社団法人日本ファッションウィーク推進機構主催の「Premium Textile Japan 2022A/W(PTJ)」、「JAPAN CREATION 2022(JC)」が同時開催された。

PTJは綿工連傘下企業では、古橋織布(遠州)、井原デニムで備中織物構造改善工業組合(クロキ、日本綿布、岡本テキスタイル)と、カイハラ(広島)。

JCには高島織物工業協同組合(川島織布、木村織物、駒田織布、坂尾織物、杉岡織布、高麻、本庄織布、マスダ)、播州は北播磨地場産業開発機構で(桑村繊維、服部テキスタイル、播、貢織布)、岡山織物構造改善工業組合(ショーワ、タケヤリ、丸進工業)が出展した。

●JETRO ロンドン・パリ・ミラノテキスタイル商談会開催

JETRO(日本貿易振興機構)は、12月1日(水)から2月28日(月)まで、日本企業の企業情報と代表的な生地をスワッチブックにとりまとめ、ロンドン・パリ・ミラノに送り、商談の機会を提供する事業を実施している。現地ジェトロ事務所スタッフのフォローのもと直接バイヤーにスワッチブックを見せ、サンプル生地送付の要望をとり、その情報を参加企業様にフィードバックする、という形式の商談会となっている。綿工連傘下からは2社が出展。

また、ジェトロ広島・ジェトロ岡山主催「備中備後デニム販路拡大プロジェクトーデニムテキスタイル・スワッチブック商談会ー」を同様の開催方法でミラノ・パリ・アムステルダム・ニューヨークで実施している。こちらは岡山、備中産地から綿工連傘下企業は4社出展。



●令和3年度(2021年度)補正予算成立

12月20日、第207回臨時国会において11月26日に閣議決定された令和3年度第1号補正予算が成立した。一般会計の歳出(支出)総額は補正予算としては過去最大の35兆9,895億円。この内新たな経済対策には31兆5,627億円を計上。経済産業省は5兆4,290億円、内中小企業関係は3兆8,594円。(詳細は本誌2021年12月号に掲載)

●令和4年度(2022年度)予算案閣議決定

12月24日、令和4年度予算案が閣議決定された。一般会計の総額は令和3年度当初比9,867億円増の107兆5,964億円。経産省の中小企業対策としては1,118億円でコロナ禍の経済情勢に対応するための支援を打ち出している。「ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業」が新設された。(詳細は本誌2021年9月号に掲載)

令和3年度補正・令和4年度当初 中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付するとともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者によりきめ細やかな支援を構築、承継・再生、生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や賃上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え(強靱化)」にしっかりと取り組んでいく。

中小企業対策費	令和3年度当初(令和2年度三次補正)	令和4年度当初(令和3年度補正)
	1,117億円(2兆2,634億円)	1,118億円(3兆9,593億円)

1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 来年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に、地域、業種を限定しない形で、事業規模に応じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。

● 事業復活支援金(2兆8,031.7億円) ● 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援(1,403.0億円)

2. 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金(令和2年度三次補正1兆1,485億円)を積み増し、新たに「グリーン成長枠」を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。

● 事業再構築補助金(6,123.0億円)

● 追加の影響を大きく受けた新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。

● 中小企業向け事業再編・再生支援事業(757.4億円)

● 事業再編・再生支援を促進する国民連帯カードの拡充等を実施。

● ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業(10.2億円(新規))

● 複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。

● 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業(157.7億円)

● 中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。

● 事業承継・引継ぎ支援事業(16.3億円)

● 事業承継・引継ぎ(M&A)に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ(M&A)時の専門家活用費等を支援。

● 土地(商業地等)に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

● 課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和。

● 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限を1年延長

3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デジタル分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化プログラム」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。

● 中小企業生産性革命推進事業(2,000.6億円)

● 設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。

● デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業(12.4億円)

● 越境EC市場の獲得促進のため、中小企業の行う海外向けアラウンド・アップ(アローアップ)等を実施。

● 成長型中小企業等研究開発支援事業(旧:サポイン事業)(104.9億円)

● 中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービス開発等の取組を支援。

● 海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業等)(5.5億円)

● 海外市場の獲得に取組む中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出展等を支援。

● 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)

● 雇用者全体の給与や教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。

● 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長

● 販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。

4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

- 賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残すため、下請G×N倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よる支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

● 事業環境変化対応型支援事業(130.4億円)

● 模範的定型的伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げや円高の制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施。

● 取引適正化等推進事業(8.0億円)

● 中小企業向けに、取引価格交渉力に関するセミナーを開催し、価格交渉力の強化を支援。

● 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(40.0億円)

● 各都道府県による支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

● 小規模事業者対策推進事業(53.3億円)

● 中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。

● 中小企業取引対策事業(8.5億円)

● 下請G×N倍増などの体制強化等を通じた下請法の厳正な執行、下請けこみ寺による相談対応等を実施。

● 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(4.6億円)

● 地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。

● 中小企業・小規模事業者人材対策事業(8.4億円)

● 中小企業の経営課題に即した人材確保を支援するとともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。

● 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業(10.9億円)

● 地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

5. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- 既存予算で対応「がんばろう! 商店街事業(令和2年度第3次補正:30.0億円)」
- 商店街等が行う需要喚起を目的とした「外」等を支援。

6. 災害からの復旧・復興

- 地方公共団体による地域企業再建支援事業等(合計:130.4億円)

事業承継・引継ぎ支援事業

令和4年度予算案額 **16.3億円 (16.2億円)**

事業の内容	事業イメージ																							
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって中小企業の経営資源を次世代へ引き継ぐことが重要です。新型コロナウイルス感染症による影響もあり、事業承継を後ろ倒しにする事業者が増加しており、事業承継や引継ぎを後押しすることの重要性がますます高まっています。 ● このため、本事業においては、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。 ● また、事業承継・引継ぎに当たり廃業を伴う場合には、廃業費用についても支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年間約550者の中小事業者等を支援することで、円滑な事業承継・事業引継ぎを後押しします。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率など）</p> <p>国 → 補助（定額） → 民間事業者など → 補助 → 民間事業者など</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、事業戦略に係るコンサル費用等の経営革新にかかる費用を補助します。 ● また、事業引継ぎ時の専門家活用費用（仲介・フィナンシャルアドバイザー手数料※、デューデリジェンス費用 等）についてセカンドオピニオンも含めて補助するとともに、表明保証保険料についても補助します。 ● さらに、令和4年度事業では、経営者の再チャレンジの後押しにも資するよう、一定の条件の下で廃業費用のみを支援する枠組みを新設します。 <p>※「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された者に対するもののみが対象 登録機関はこちら → </p> <p><支援の枠組みの例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の枠組み</th> <th>補助率</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経営革新^{※1}</td> <td>1/2</td> <td>300万円以内</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>300~500万円以内^{※2}</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 経営資源引継ぎ時の土壌専門家の活用に係る費用の補助</td> </tr> <tr> <td>専門家活用</td> <td>1/2</td> <td>400万円以内^{※3}</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助</td> </tr> <tr> <td>廃業・再チャレンジ^{※4}</td> <td>1/2</td> <td>150万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「親族内承継」「M&A」「創業」の類型が存在 ※2 生産性向上に関する要件等を満たす場合、補助上取組を引き上げ ※3 M&Aが未成約の場合は補助額が半減 ※4 経営革新または専門家活用と併用可</p>	支援の枠組み	補助率	補助額	1 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助			経営革新 ^{※1}	1/2	300万円以内	1/2	300~500万円以内 ^{※2}	2 経営資源引継ぎ時の土壌専門家の活用に係る費用の補助			専門家活用	1/2	400万円以内 ^{※3}	3 事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助			廃業・再チャレンジ ^{※4}	1/2	150万円以内
支援の枠組み	補助率	補助額																						
1 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助																								
経営革新 ^{※1}	1/2	300万円以内																						
	1/2	300~500万円以内 ^{※2}																						
2 経営資源引継ぎ時の土壌専門家の活用に係る費用の補助																								
専門家活用	1/2	400万円以内 ^{※3}																						
3 事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助																								
廃業・再チャレンジ ^{※4}	1/2	150万円以内																						

中小企業再生支援・事業承継総合支援事業

令和4年度予算案額 **157.7億円 (95.0億円)**

事業の内容	事業イメージ	
<p>事業目的・概要</p> <p>(1) 中小企業再生支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。 ● 令和4年度においては、引き続き人員の増強など協議会のより一層の支援体制の拡充を進めるとともに、地域における再生人材の育成を図ることで、令和3年度以上とも見込まれる、中小企業者等の再生支援ニーズに万全を期します。 <p>(2) 事業承継総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各都道府県に置かれた「事業承継・引継ぎ支援センター」において、中小企業者等の円滑な事業承継や引継ぎ（M&A）促進のため、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで行います。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響も含め増加する支援ニーズに対応できるよう、センターの人員強化やM&A支援機関との連携を強化します。 ● 加えて、支援ニーズに応じた経営資源引継ぎ型の創業や転業時の経営資源の引継ぎについての支援や、企業健康診断に係る調査事業を実施します。 <p>成果目標</p> <p>(1) 中小企業再生支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度～令和4年度までの5年間の成果目標：足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。 <p>(2) 事業承継総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年間16.8万件の事業承継診断及び年間2000件の事業引継ぎにより、事業承継・引継ぎの円滑化を目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p> <p>国 → 委託 → 産業競争力強化法に基づく認定支援機関等 → 相談対応等 → 中小企業・小規模事業者</p>	<p>(1) 中小企業再生支援事業</p> <p>窓口相談（第一次対応）</p> <p>課題解決に向けたアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出 ● 課題を踏まえた適切なアドバイスを実施（※事業者の要望に応じ、資金繰り支援等も実施。） ● 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介 <p>再生計画等策定支援（第二次対応）</p> <p>事業再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援 ● 関係金融機関等との調整 <p>経営者の再チャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な弁済計画の策定を支援 ● 関係金融機関等との調整 ● 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理 <p>フォローアップ</p> <p>● 標準対応期間に基づき定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施</p>	<p>(2) 事業承継総合支援事業</p> <p>支援ニーズの掘り起こし</p> <p>地域金融機関や商工団体等を通じた『事業承継診断』を活用したプッシュ型の事業承継・引継ぎ支援ニーズの掘り起こし</p> <p>窓口での相談対応では、事業承継に関する相談から課題を抽出し、ニーズを顕在化</p> <p>ニーズに応じた様々な支援</p> <p>親族内承継支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継計画策定支援 ● 専門家派遣による具体的な課題解決 ● 経営者保証解除に係るサポート <p>第三者承継（M&A）支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関、仲介業者等の登録機関へ橋渡し ● 民間事業者等と連携したマッチング支援 ● 専門家派遣支援 <p>経営資源引継ぎ型創業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後継者人材バンク ● 創業希望者へのセミナー <p>転業時の経営資源引継ぎ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引継ぎ先のマッチング ● 土壌専門家の紹介 <p>フォローアップ</p>



中小企業取引対策事業

令和4年度予算案額 **23.0億円 (36.7億円)** ※うち、1.7億円はデジタル庁計上

中小企業庁 取引課

事業の内容

事業目的・概要

- 長期化するコロナ禍や、原材料価格の高騰などのコスト上昇により、中小企業は厳しい状況を迎えています。
- このような状況下において、創出した付加価値の恩恵が着実に中小企業にもたらされるためには、サプライチェーン全体における取引環境の改善は重要です。また、賃金引上げに向けた環境整備のためにも重要です。
- 本事業では、「未来志向型の取引慣行に向けて」の5つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止）への対応のため、下請代金法に基づく書面調査や法執行に必要なシステムの構築・運用、相談窓口の整備、取引条件改善に向けた調査、取引適正化に関する広報等を実施します。
- 現在全国に120名配置している取引調査員（下請Gメン）の体制を令和4年度からは倍増（248名体制）することで、下請取引における実態把握等を強化します。
- また、消費税転嫁対策調査官（転嫁Gメン）による消費税転嫁拒否等の違反行為に対する厳正な監査・検査を行います。
- 加えて、国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通して、官公需についての中小企業者の受注の機会を増大を図ります。
- さらに、大企業と中小企業の共存共栄を促す「パートナーシップ構築宣言」について、宣言企業の拡大や実効性の向上にも取り組めます。

成果目標

- 受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合を70%以上とすることを目標とします。
- 受注側企業向け調査において「発注側事業者と協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上とすることを目標とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（中小企業取引適正化対策事業）

国 → 委託 → 民間企業等

（事務費） 国 → 雇用等 → 下請Gメン・転嫁Gメン

事業イメージ

事業費

- 取引上の悩みについて無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営
- 下請法等に基づく書面調査の実施や法執行に必要なシステムの構築・運用
- 取引条件の改善状況、業界の商慣行等に関する調査の実施
- 下請Gメンや下請かけこみ寺など、取引適正化施策に関する広報の実施
- 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営

事務費

- 下請Gメンによる中小企業へのヒアリングを通じ、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例や問題事例、価格交渉の実態等について生声を収集し、下記の働きかけ等に活用します。
 - ① 業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による自主行動計画の策定・改訂に向けた働きかけ
 - ② 価格交渉等の取引実態を踏まえた施策の立案や業界団体等への改善に向けた働きかけ
 - ③ 下請代金法に基づく取締りの端緒情報等に活用 等
- 消費税転嫁拒否等の違反行為の是正のため、転嫁Gメンによる情報収集・取締り

下請Gメンヒアリング等のイメージ

中小企業・小規模事業者人材対策事業

令和4年度予算案額 **8.4億円 (10.5億円)**

(1) 中小企業庁 経営支援課
(2) 中小企業庁 創業・新事業促進課

事業の内容

事業目的・概要

- 生産年齢人口の減少に伴う人手不足や、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況・一時的な人材余剰等に対応し、中小企業が事業を維持・成長させていけるよう、中小企業による経営課題に即した人材の確保・活用等を支援します。
- 具体的には、セミナー・マッチング等を通じて多様な形態での人材の確保・活用を支援するとともに、地域における中核人材確保支援の担い手育成を支援します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」は、令和2年度から令和6年度までの事業で、内定率20%などを目標とします。
- 「中小企業海外ビジネス人材育成支援事業」は、平成31年から令和5年度までの事業で、海外ビジネスの進捗（商談実施、成約等）があった事業参加者の割合50%以上を目標とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 国 → 委託 → 民間企業等

(2) 国 → 補助（定額） → (独) 日本貿易振興機構

事業イメージ

(1) 地域中小企業人材確保支援等事業

- 中小・小規模事業者が、その経営力強化や人手不足・一時的な人材余剰に対応できるよう、兼業・副業を含む多様な形態で、就職氷河期世代、女性、高齢者等の人材の確保や活用を図るためのセミナー・マッチング等を実施します。
- 地域の経営支援機関が、他の支援機関との連携強化等を通じて、中核人材確保支援の担い手となることを促進します。その際、地域の特色に応じた支援機関間のネットワークのモデルが創出されるよう、重点的に取組を実施します。

(2) 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業

- 中小企業・小規模事業者が自律的・能動的に海外ビジネスを進められるよう、海外ビジネスの基礎を強化する実践的なプログラムを提供し、自社の海外展開を担う社内人材を育成します。
- 加えて、非対面・遠隔での商談形態が浸透していることを踏まえ、こうした商談の成立において重要となる、資料作成やプレゼンテーション、会議運営等の技術の習得を支援します。

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

令和4年度予算案額 30.0億円 (40.0億円)

中小企業庁 小規模企業振興課

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。 ● こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことにより日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。 ● また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。 ● 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>融資制度のスキーム</p> <p>※マル経融資については、商工会又は商工会議所において審査会を開き審査を行います。</p> <p>貸付条件</p> <p><小規模事業者経営改善資金 (マル経)></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額：2,000万円 ● 貸付金利：1.21% ● 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 ● 担保等：無担保・無保証人 ● 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること <p><小規模事業者経営発達支援資金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額：7,200万円 (ただし、運転資金は4,800万円) ● 貸付金利：1.76%～2.15% (無担保) ● 0.81%～1.80% (有担保) ● 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内 (貸付金利は令和3年4月1日現在)

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和4年度予算案額 10.9億円 (10.8億円)

中小企業庁 小規模企業振興課

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。 ● 一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化、自然災害・感染症リスクなど、地域経済の構造変化の影響を大きく受けていることから、既存の顧客・商圏を超えた販路開拓や生産性向上の取組、外的変化に強い経営構造・ビジネスモデルを描けるようなBCPの作成等を支援することにより「地方の再生」を実現する必要があります。 ● そのため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組、防災対策・災害復旧支援等を地方公共団体が支援する際、国がその実行に係る地方公共団体の経費の一部を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業等により支援した事業者の売上・利益増加を目指します。また、地域の黒字事業者割合の増加を目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>地方公共団体による小規模事業者支援の推進</p> <p>ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を補助します。</p> <p>地方公共団体による小規模事業者支援のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者が専門家から助言を受けながら経営計画を作成し、経営計画に基づいた販路開拓の取組を行う支援施策を実施 ● 経営・マーケティングの専門家を小規模事業者に派遣し、経営計画の実効性・生産性等の向上支援施策を実施 ● 地域の小規模事業者のマーケティング能力を高めるため、展示会等への出展に至るまでのプロセスを一気通貫で学べる研修を実施 ● 小規模事業者が、自然災害や感染症リスク等も含め、外的変化に強い経営構造・ビジネスモデルを描けるように、BCPの作成支援等を実施



ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業 令和4年度予算案額 10.2億円 (新規)

中小企業庁 技術・経営革新課

事業の内容

事業目的・概要

- 経済のグローバル化、脱炭素化、デジタル化などが急速に進みつつある中、ウイズ/アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応できる事業に大胆に投資し、経済構造転換及び生産性向上を図ることが必要です。
- その際、他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み/弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することが重要です。
- そこで、例えばデータを共有するといった方法により、複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクトを支援します。
- 特に、「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を策定し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等に取り組む事業者が連携体に含まれる場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

成果目標

- 補助事業期間終了後、以下の達成を目指します。
 - ・事業計画期間中(補助事業期間終了後3～5年間)に、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の同3.0%以上の増加

条件(対象者、対象行為、補助率等)

事業イメージ

事業イメージ

複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトや、新分野展開、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトを最大2年間支援します。

補助上限額(連携体)	補助上限	補助率
【1者当たりの基本補助上限額】 従業員数 21人以上：2,500万円、6～20人：2,000万円 5人以下：1,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。 ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。		中小企業 1/2以内 小規模事業者 2/3以内

※上記により算定された連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可能。ただし、その場合でも、1者当たりの補助上限額は、5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内のいずれか低い金額(ただし、2年間合計で8,000万円)とする。

<想定される取組例(イメージ)>

- ・地域の同業同士で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング。一部の事業者は事業再構築(新分野展開)を行う。
- ・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報等を共有するネットワークシステムを構築し、業務効率化を図るとともに、ネットワークを活用して新たな市場に向けて革新的な製品・サービスの提供を行う。

補助対象経費

機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、研修費(一部の経費については上限等の制限あり)

海外展開のための支援事業者活用促進事業 令和4年度予算案額 5.5億円 (8.0億円)

中小企業庁 創業・新事業促進課

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少により国内市場が縮小する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 本事業では、中小企業が海外展開に向けて、新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む際に係る費用について一部補助を行います。その際、海外展開においては現地のマーケットに関する知見やネットワークを持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが極めて重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出します。加えて、これらの取組の効果検証を行うことにより、より効果の高い海外展開の支援を目指します。
- また、中小企業単独では、海外ビジネスに直結する現地ニーズやトレンド情報を広く収集することは困難なことから、現地ディストリビューターやマーケティング会社からニーズ情報等入手し、その情報を中小企業の海外展開に役立てます。

成果目標

- 事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。また、本事業で提供した情報を海外展開事業の具体的な進展に活用した企業の割合が80%以上となることを目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

事業イメージ

(1) JAPANブランド育成支援等事業

- 中小企業者等が、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。
 - 補助上限：500万円
(複数者による共同申請の場合は最大、上限2,000万円)
 - 補助率：2/3以内
(海外展開を見据えた国内販路開拓、計画3年目の場合は1/2以内)
- 令和4年度においては、海外展開支援に実績のある支援機関・支援事業者を、中小企業庁が設置する事務局が「支援パートナー」として選出・公表します。中小企業者が補助事業に申請する際には、いずれかの支援パートナーを活用したうえで事業を実施することを要件とします。

(2) 現地ニーズ等活用促進事業

- 海外ビジネスに直結するニーズや最新のトレンド情報を、JETROを通じて、現地のディストリビューターやマーケティング会社から直接入手し、これらを中小企業が扱いやすい形に加工・編集した上で即座に情報提供することで、優れた商品やサービスを持つ国内中小企業の効果的な海外市場開拓を後押しします。

●令和4年度(2022年度)税制改正大綱閣議決定

与党税制調査会が2022年度の税制改正の方針をまとめた「税制改正大綱」が、12月24日に閣議決定された。

賃上げ税制の拡充や、交際費特例や事業譲り受け時の不動産取得税の特例措置延長、法人版事業承継税制の申請期限の延長など中小企業の経営に関わる内容も多く含まれている。(本誌2021年9月号に関連記事掲載)

経済産業関係 令和4年度(2022年度)税制改正のポイント

1. 「成長と分配の好循環」の実現に向けた税制措置

(1) 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)

・「成長と分配の好循環」の実現に向けて、企業の稼働力を高め、その収益を従業員に還元するよう賃上げを促進することが重要。そのため、賃上げ税制を抜本的に強化し、①資本金1億円超の大企業については、継続雇用の給与を前年度比で3%以上増加させた場合に給与増加額の15%を税額控除(同4%以上かつ教育訓練費20%以上増加で最大30%の税額控除など)、②中小企業については、雇用量全体の給与を前年度比2.5%以上増加させた場合に給与増加額の30%を税額控除(かつ、教育訓練費10%以上増加で最大40%の税額控除など)できる制度とする。

(2) オープンイノベーションの促進

・ウイズコロナ・ポストコロナの世界を見据え、大企業等とスタートアップ企業の連携・協業(オープンイノベーション)の重要性が一層高まっている。こうした動きを加速化するため、大企業等からスタートアップ企業への出資に対して「税額控除25%」を措置するオープンイノベーション促進税制について、研究開発比率が一定以上等の要件を満たす場合は設立15年未満の企業も対象とする等の拡充を行い、制度を延長する。

(3) 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた5G税制の見直し・延長

・5Gは地域の課題解決に資する重要な通信インフラであり、「デジタル田園都市国家構想」の実現にも必要不可欠。5G税制について、リアルタイム通信などの5Gの特徴を最大限発揮する新たな技術等の要件化や特に地方での基地局整備を加速化するための見直しを行った上で、適用期限を3年間延長し、税額控除率を最大15%から段階状にすることで、今後3年間で集中的な整備を促進する。

2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

(1) 交際費課税の特例措置の延長

・中小企業の販路開拓・販売促進等に必要な交際費について、800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を延長する。

(2) 少額減価償却資産の特例措置の延長

・事務負担軽減やデジタル化促進のため、中小企業が取得する30万円未満の少額設備投資(PC・タブレットなどの情報通信機器等)について、年間300万円まで即時償却を可能とする特例措置を延長する。

(3) 土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

・土地(商業地等)に係る固定資産税について、令和4年度は、課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和する。

(4) コロナ禍等を踏まえた事業承継税制に関する所要の措置

・中小企業向けの法人版事業承継税制において、コロナ禍による事業承継への影響を考慮し、2023年3月までとされている特別承継計画の提出期限を1年延長する。

3. カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築

(1) ガス供給業・電気供給業の収入金課税の見直し

・小売全面自由化が行われ、2022年には導管部門が法的分離することを踏まえ、ガス供給業(製造・小売事業)における収入金課税について、中小ガス事業者に加え、中堅ガス事業者は、一般の事業と同様の課税方式に見直し。また、大手ガス事業者等は、収入金課税の4割を見直し、一般の課税方式(付加価値割+資本割)を組み込む。なお、その課税のあり方については、今後も引き続き検討する。

・2020年に一部見直しを実施した電気供給業における法人事業税についても、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、課税方式の更なる見直しを引き続き検討する。

(2) エネルギー・鉱物資源の確保、再エネ投資の促進

・エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国内外の持続的な鉱業活動や資源投資を促進するため、海外投資等損失準備金制度の延長に加え、減耗控除制度の一部見直しを行った上で制度を延長する。

・また、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進すべく、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置を延長する。

(3) 自動車関係諸税の課税のあり方の検討

・次のエコカー減税等の期限到来時に、自動車関係諸税について、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえて、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境整備(国際課税)

・2021年10月、OECD/G20を中心に、①市場国への課税権の配分、②グローバル最低税率課税(15%)について最終合意が実現。今後の詳細設計や国内法化に当たっては、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、必要な検討を行う。



●セーフティネット保証対象業種に指定

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、2022年1月1日～3月31日分の対象業種に「綿スフ織物業」を指定した。

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容(保証条件)

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：80%保証
- ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 → $\left\{ \begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ \text{2億8,000万円以内} \\ \text{+} \\ \text{【別枠保証限度額】} \\ \text{2億8,000万円以内} \end{array} \right\}$
※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

●RCEP韓国2月1日に発効

昨年12月3日、韓国がRCEP協定の批准書をASEAN事務局長に寄託した。これにより60日後の2022年2月1日に韓国についてもRCEP協定が発効となる。昨年11月2日には日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国が寄託を終え、本年1月1日に発効している。

※新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援パンフレット(随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



○業種別支援策リーフレット(製造業向けは3/18～4/18ページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/leaflet.pdf>



●綿工連産地・企業の新聞記事一覧(2021年12月)

繊維ニュース

- 12月 1日 井原市のキャラクター製作「青木被服」、「日本綿布」「クロキ」のデニム使用(備中)
- 12月 6日 <サステナブル・ファッションビジネス in大阪・関西>「高麻」【琵琶の葦布】訴求(高島)
- 12月 6日 「高麻」【琵琶の葦布】拡販へ 産地内協業も積極化(高島)
- 12月 7日 岡山県 パリで「岡山デニムコンクール」服飾専門学校と連携し
- 12月 8日 <JFW-JC>「岡山組合」出展 「タケヤリ」【タイガー帆布】、「丸新工業」【ネ帆布】、「ショーワ」【ナイロンデニム】発信
- 12月 8日 10月の岡山県織物生産 4カ月連続で前年上回る(岡織工組纏め)
- 12月 9日 <PTJ>&<JFW-JC> 連続出展29社を表彰 「カイハラ」「古橋織布」は連続21回
- 12月10日 <リアル播州織>展 特設サイトで魅力発信 製造現場の一般公開も
- 12月14日 <三備ユニフォームフェア>「タカヤ商事」1月11~14日 広島県立ふくやま産業交流館(備中)
- 12月14日 「地域資源文化研究所(岡山県)」新製品のヒント展示 「ショーワ」、「クロキ」が参加
- 12月16日 北播磨地場産業開発機構 HP刷新し【播州織ショップ】新設
- 12月16日 「サーキュラーコットンファクトリー」繊維ごみ再生PJ発信 岡山でパートナー募る 「ショーワ」「丸新工業」が参加
- 12月17日 「岡本テキスタイル」縫製拠点の活用強化/生地とモデルのマッチングシステム訴求(備中)
- 12月21日 『特集カーテン』「維研」生地品種拡大を推進 ホテル向け開拓にも注力(江南)
- 12月21日 「維研」【クールシルバー】放熱繊維でユニフォーム開拓 ファン付ウエアと相乗効果を(江南)
- 12月22日 「タケヤリ」撥水タイガー帆布のサコッシュ(岡山)
- 12月23日 ユニフォーム22春夏「タカヤ商事」1月19~21日 大阪支店SR 2月1~4日 東京支店SR(備中)
- 12月23日 【カイハラデニム第2弾】ジャージーのような着心地実現 「Asahicho」(広島)
- 12月24日 「S. T Japan」SDGs達成へ本格始動 中小繊維製造業の持続を
- 12月27日 工場が地域活力の源に 播州織産地では初のオープンファクトリーの試み 12月13~19日

繊維新聞

- 12月 3日 JFW 推進機構 ミラノユニカへ出展再開 「篠原テキスタイル」(ジャパンデニム)出展(広島)
- 12月 3日 「エドウィン」22年に【503】全て再生素材採用 「篠原テキスタイル」が織布(広島)
- 12月 7日 「維研」【クールシルバー】 BtoB事業開始(江南)
- 12月 7日 「カイハラ」グローバル競争へ積極投資 コスト、サステナブル対応 スマートファクトリー化も(広島)
- 12月 8日 <JFW-JC2022, PTJ22年秋冬> サステナブル素材が目白押し
「播州織総合素材展」オーガニック茶綿や生分解ラメ使いなど
「カイハラ」 アップサイクルデニムを開発(広島)



- 12月 9日 <リアル播州織オンライン展示会>開催 工場からライブ配信、オープンファクトリーも
 12月10日 高島織物組合22年春夏向け 差別化素材使い広がる アウター、秋冬向けも
 12月15日 「知多織の新美」 三共晒と共同でOCS取得 オーガニック綿生地を受注生産
 12月17日 折り鶴再生糸でスニーカー「スピングルカンパニー」、 「篠原テキスタイル」が協力(広島)
 12月21日 北播磨地場産業開発機構 ホームページをリニューアル
 12月22日 『ものづくり最前線 日本の逸品』 「ジスクリエーションのイズザブ」 【倉敷帆布】使用(岡山)
 12月23日 【神戸タータン】の自販機 播州織のハンカチなど販売
 12月24日 85の中小企業で「STジャパン」始動 垣根越え持続可能な産業へ

●特許公開情報

2021年12月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2021年12月公開分)

< 12月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2021-183656	旭化成(株)	プリプレグ
2	特開 2021-183732	東レ(株)	ポリエステル仮燃糸および編織物
3	特開 2021-187157	積水化学工業(株)	繊維シート
4	特開 2021-188143	帝人(株)	二重織物および積層難燃生地および繊維製品
5	特開 2021-188151	ユニチカ(株)	スパーサー用部材
6	特開 2021-188156	東レ(株)	仮燃糸及び織編物
7	特開 2021-188157	三菱ケミカル(株)	複合加工糸、複合加工糸を含む織編物
8	特開 2021-188173	楠橋紋織(株)	タオル織物
9	特開 2021-188174	東レ(株)	複合繊維
10	特開 2021-188196	帝人(株)	布帛および繊維製品
11	特開 2021-188246	パルメット テクノロジーズ オ サケユキチュア(フィンランド)	繊維ウェブを製造するための産業用テキスタイル
12	特開 2021-194849	(株)トーヨプロセス 坂本 秀男(愛知県) 横井 直(愛知県)	炭素繊維複合材

13	特開 2021-195680	帝人フロンティア(株)	織物および衣料
14	特開 2021-195681	帝人(株)	布帛および繊維製品
15	特開 2021-195689	信越化学工業(株)	アニールド石英ガラスクロスとその製造方法
16	特開 2021-195755	ユニチカ(株)	膜天井用シート及び該膜天井用シートを用いた膜天井
17	特許 6978547	伊澤タオル(株)	吸水性布製品
18	実登 3235379	日本フィルコン(株)	工業用織物

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。



綿工連 2021年(令和3年) 一年の動き

- 1月14日 …………… 織産連役員総会(東京プリンスホテル)
- 2月10日 …………… 第137回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 3月 5日 …………… 綿工連綿's倶楽部全国交流会《中止》
- 3月16日 …………… 綿スフ工連／綿工連／同交会理事会(大阪・綿業会館)
- 3月25～26日 …… 第8回綿織物産地素材展(綿工連会館1階)
- 4月 2日 …………… 織産連幹事会《オンライン》
- 4月22日 …………… 綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(綿工連会館)
- 5月13日 …………… 第138回繊維通商問題委員会《オンライン》
- 5月25日 …………… 綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)
- 5月25～26日 …… JFW-Premium Textile Japan 2022S/S(東京国際フォーラム)
- 6月12日 …………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 7月 8日 …………… 織産連常任委員会／外国人技能実習・取引適正化推進委員会(東京・日本橋)
- 7月 9日 …………… 繊維産業流通構造改革推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 8月 3日 …………… 責任ある企業行動のガイドライン準備委員会《オンライン》
- 8月 5日 …………… 第139回繊維通商問題委員会《オンライン》
- 9月 4日 …………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 9月13日 …………… 責任ある企業行動のガイドライン第1回委員会《オンライン》
- 11月 5日 …………… 第140回繊維通商問題委員会《オンライン》
- 11月 8日 …………… 綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(綿工連会館)
- 11月11～12日 …… 第36回ビワタカシマ素材展2023春夏(大阪・綿業会館)
- 11月15日 …………… 綿工連産地組合事務局会(大阪・綿業会館)
- 11月16日 …………… 第10回日中韓繊維産業協力会議(帝国ホテル大阪)
- 12月 4日 …………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 12月 7～8日 …… JFW-Premium Textile Japan 2022 A/W、JFW-Japan Creation 2022
(東京国際フォーラム)
- 12月15日 …………… 織産連常任委員会(東京・日本橋)
- 12月20日 …………… 第10回繊維産業技能実習事業協議会《オンライン》

1月以降の行事

- 1月11日 …………… 織産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月13日 …………… 織産連役員総会(東京プリンスホテル)
- 3月 5日 …………… 綿工連綿's倶楽部全国交流会(横浜)
- 3月17～18日 …… 第9回綿織物産地素材展(綿工連会館1階)

いいものはきもちいい。
——こだわりの品質、ジャパン・コットン。

JAPAN
COTTON



Pure Cotton



綿100%
「ピュア・コットン・マーク」

JAPAN
COTTON



Pure Cotton

綿混率50%以上
「コットン・ブレンド・マーク」

JAPAN
COTTON



Cotton Blend

日本で生まれて日本に育った私たちは、日本人だけに分かる心地よさを知っています。たとえば、春の日溜まりのぬくもり、夏の打ち水の涼しさ、障子からもれる明かり、鈴虫の音色。日本人だからこそ分かる本当の快適さを、しっかりと保証するための印を作りました。

ジャパン・コットン・マーク。日本国内で製造した高品質の綿素材を使用した製品だけに、その優れた品質を保証して添付されます。